

(仮称) 長浜市手話言語条例の制定について (着手)

1 趣 旨

手話を言語として明示した、「障害者の権利に関する条約」及び「障害者基本法」に基づき、手話に対する理解の促進及び手話を使用しやすい環境づくりに関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もってしょうがいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に寄与することを目的とします。

○障害者の権利に関する条約（平成 26 年 1 月 22 日号外条約第 1 号）

「言語」には手話等の非音声言語を含むことが明示されています。

○障害者基本法（昭和 45 年 5 月 21 日法律第 84 号）

「言語」には手話を含むことと合わせて、しょうがい者（児）は意思疎通の手段について、可能な限り選択の機会が確保されるよう図られなければならない旨が定められています。

2 手話言語条例の制定状況（令和 3 年 4 月 30 日時点）

405 自治体（31 道府県・15 区・296 市・61 町・2 村）で制定済。

県内 4 自治体（大津市・米原市・近江八幡市・栗東市）で制定済。

滋賀県は、制定中。

* 全ての自治体議会から、「手話言語法の制定を求める意見書」が提出されており、長浜市議会においても、平成 26 年 10 月 1 日に全議員の賛成により可決されています。

3 情報・コミュニケーションに関する条例との関係について

「障害者基本法」には、しょうがい者（児）は情報の取得又は利用のための手段についても、可能な限り選択の機会を図られなければならない旨が定められており、手話と言語に関する内容と情報・コミュニケーションに関する内容を合わせて一体化した条例が制定されている場合もあります。（405 自治体中 87 自治体）

県内の制定済自治体と滋賀県に制定経過の聞き取りを行った結果と、長浜市聴覚障害者協会の意向等を踏まえ、まずは手話と言語に関する条例を制定する方針としました。

4 協議手段

(1) 庁内のプロジェクトチーム

「長浜市行政組織及び事務分掌規則」の規定に基づき、関係課の職員で組織するプロジェクトチームを設置し、条例に関する事務を所掌します。

(2) 関係団体の意見聴取を目的とする懇談会

「長浜市附属機関等の取扱いに関する指針」に規定する懇談会等を開催し、条例の制定に関する意見聴取を随時行います。

(3) 長浜市しょうがい福祉推進協議会

しょうがい者（児）に関する施策について、総合的かつ計画的な推進を図るため開催する協議会に意見又は助言を求めます。

(4) パブリックコメント等

パブリックコメントや全庁照会等の手法を用いて、庁内外からの意見聴取を行います。

5 スケジュール（予定）

- | | |
|--------|--|
| 令和3年7月 | 議会（健康福祉常任委員会）への着手報告 |
| 8月 | 長浜市しょうがい福祉推進協議会にて意見聴取
条例制定に係る懇談会にて意見聴取
庁内プロジェクトチーム会議 |
| 9月 | 条例制定に係る懇談会にて意見聴取 |
| 11月 | 議会（健康福祉常任委員会）への素案報告 |
| 令和4年1月 | 議会（健康福祉常任委員会）へのパブコメ案報告 |
| 2月 | パブリックコメント実施
長浜市しょうがい福祉推進協議会にて意見聴取 |
| 3月 | 庁内プロジェクトチーム会議
条例制定に係る懇談会にて意見聴取 |
| 6月 | 議会提案 |
| 10月 | 施行 |

(仮称) 長浜市手話言語条例制定プロジェクトチームメンバー

	所属	職名	氏名
1	政策デザイン課	主査	谷澤 佑一
2	人事課	係長	小川 智史
3	市民活躍課	課長代理	手崎 俊之
4	生涯学習文化課	主事	山田 智広
5	人権施策推進課	主事	脇坂 侑希子
6	市民課	主事	北川 千映子
7	教育指導課	主幹	北澤 直樹

(仮称) 長浜市手話言語条例を検討する懇談会委員名簿

	種別	所属団体等	氏名
1	学識経験を有する者 (1号)	大谷大学 社会学部	志藤 修史 (教授)
2	関係団体の推薦を受けた者 (2号)	長浜市聴覚障害者協会	小林 稔 (会長)
3		長浜米原しょうがい者自立 支援協議会	松本 正志 (会長)
4		長浜市社会福祉協議会 (しゃきょうヘルパーステ ーション あとれ)	前田 洋子 (所長)
5		手話サークル はまゆう会	新村 敬緯子 (会長)
6	関係行政・教育機関の職員 (3号)	滋賀県立聾話学校	永松 昭広 (教頭)
7	その他市長が必要と認める者 (4号)	長浜市身体障害者相談員	山田 たみ江